

公益財団法人石橋奨学会

奨学金規程

令和3年3月21日改訂

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 公益財団法人石橋奨学会(以下「本会」という)が、学資を給付する者は、日本国民であつて、大学又はこれと同程度の学校に在学し、学術優秀、品行方正で、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

2 本会から学資の給付を受ける者を奨学生と称し、給付する学資を奨学金と称する。

(奨学金の額)

第2条 奨学金の額は、理事会において別途定める。

(奨学金の支給期間)

第3条 奨学金の支給期間は、正規の最短修学期間とする。

2 奨学生が過去に本会から奨学金の支給を受けたことがある場合は、その支給期間を減ずるものとする。

3 奨学生が転学部(同一学校の他の学部又は学科の相当学年に移動することをいう。以下同じ。)、転学(退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。以下同じ。)、編入学(退学又は卒業後に他の学校の就業年限の中途に入学することをいう。以下同じ)、又は再入学(退学又は卒業後に同一或いは他の学校の初学年に入学することをいう。以下同じ。)した後も奨学金の支給を継続する場合は、その前後の奨学金支給期間の合計が転学部、転学、編入学、又は再入学後の正規の最短修学期間を超えないものとする。

第2章 出願、採用及び奨学金の支給

(奨学金給付願書及び推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、親権者、後見人又は世帯主と連署した奨学金給付願書を在校学校長又は出身学校長に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 学校長が、奨学生志望者を本会に推薦しようとするときは、第1条第1項に規定する資格を審査の上、推薦書を作成する。

3 奨学生志望者は、奨学金給付願書及び推薦書のほか、募集要項に定められた書類を本会に提出しなければならない。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、本会の奨学生選考委員会の選考を経て、理事長がこれを決定する。

- 2 奨学生に採用される者には、理事長が本人に採用通知を送付する。
- 3 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた書類を理事長に提出しなければならない。
- 4 採用通知に定められた誓約書の連帯保証人は、独立の生計を営む者であって、いつでも奨学生本人と連絡のできる者でなければならない。

(奨学生選考委員会)

第6条 奨学生選考委員会は、理事会が委嘱した学識経験者10名以内で構成する。

- 2 奨学生選考委員会は、前条第1項による奨学生選考に当たり、必要があると認めるときは、学科試験及び面接を行うことがある。

(奨学金の支給)

第7条 奨学金は、奨学生本人に毎月1日に支給する。

(奨学金領収書の提出)

第8条 奨学金の支給は、直接本人の預金口座へ振り込むものとし、振込票等の振り込みを確認できる書類をもって領収書とみなす。

(毎学年末の書類の提出)

第9条 奨学生は、毎年4月に前年度学業成績書及び生活状況報告書、当年度の在学証明書を提出しなければならない。

(異動等の届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当することが予定されているとき、又は該当するときは、連帯保証人と連署の上、直ちに理事長に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、停学、転学部、留学、転学、編入学、再入学又は退学の場合
- (2) 奨学金を辞退する場合
- (3) 連帯保証人が代わった場合
- (4) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合

- 2 奨学生が死亡した場合は、連帯保証人又は家族は直ちに理事長に届出なければならない。

(転学部、留学、転学、編入学、再入学又は退学したときの奨学金の取扱)

第11条 奨学生が退学(編入学、再入学の場合を除く)したときは、奨学金を辞退したものとみなし、奨学金の支給を廃止する。

2 奨学生が転学部、転学、編入学又は再入学したとき、奨学生が第1条に定める奨学生の資格を満たしている場合は、奨学金の支給を継続することができるものとし、支給の継続を希望する者は転学部、転学、編入学又は再入学決定後直ちに継続願を提出しなければならない。

3 奨学生が留学したときは、理事長がその期間の奨学金支給の継続又は休止を決定する。

ただし、奨学金支給継続の有無に関らず、第3条で定める奨学金の支給期間を超えて奨学金を支給することはない。

(奨学金の支給廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、理事長は奨学金の支給を廃止することができる。

- (1) 奨学生志望出願の際、事実を偽った者
- (2) 品行不良である者
- (3) 学業成績が著しく不良となった者
- (4) 身体強弱又は疾病のため成業の見込みがなくなった者、若しくは卒業後活動の見込みがなくなった者
- (5) 第9条に規定する書類を提出しない者
- (6) 家庭事情好転のため、奨学金支給の必要がなくなった者
- (7) 前各号のほか、理事会で奨学金の支給を廃止するに相当する事由があると判断した者

(休学中の取扱)

第13条 奨学生が休学したとき(留学の場合を除く。)は、休学の翌月から、その期間、奨学金の支給を休止する。

ただし、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、理事長は休学中であっても奨学金の支給をすることができる。

(停学又は退学処分を受けた場合の取扱)

第14条 奨学生が所属学校から停学又は退学を命じられたときは、直ちに奨学金の支給を停止する。

(不届の休学、復学、停学、転学部、転学、編入学、再入学又は退学の場合の取扱)

第15条 理事長に届出ないで休学、復学、停学、転学部、留学、転学、編入学、再入学又は退学した者は、その事象が発生した時点にさかのぼり奨学金の支給を停止する。

(奨学金の返還)

第16条 奨学金の支給を廃止、又は停止した場合、理事長は奨学金の過払い分の返還を求めることができる。

(その他の事項)

第17条 この規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議を経て理事長が定める。

附則

この規程は令和3年3月21日から施行する。

以 上